

預金保険法 80 条に基づく
「被管理金融機関の業務及び財産等に関する報告書」

平成 14 年 4 月 23 日

網走信用組合
金商整理事管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分に至った経緯について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	2
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	3
(1) 資本の状況	3
(2) 自己資本回復の断念	3
II. 業務及び財産の状況について	4
1. 与信業務	4
2. 預金業務	4
3. 投資等業務	5
(1) 投資有価証券	5
(2) 商品有価証券	5
4. 固定資産等の状況	5
5. 不良債権の状況	6
6. 関連会社の状況	6
III. 事業譲渡等の見込について	7
1. 基本方針	7
(1) 早期譲渡	7
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	7
(3) 経費の削減	7
(4) 地域金融機能の維持	7
(5) 内部管理体制の整備	7
(6) 責任追求体制の確立	7
2. 具体的施策	8
3. 事業譲渡の見込み	8

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成13年11月9日、預金保険法（昭和46年法律第34号）第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨、金融庁長官に対し申出しました。これを受け、同日金融庁長官より同法第74条第1項第2号に基づく、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

ついては、預金保険法80条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年11月9日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容については必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づき現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査をすすめており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和41年6月16日、道内信組業界に於いて最後発の信組として設立されました。網走を中心に北見市、紋別市も含む網走支庁管内全域を営業区域とし、店舗は網走市に本店、その他支店8店舗（北見市北見支店、紋別市紋別支店、小清水町小清水支店、清里町清里支店、斜里町斜里支店、しづとこ支店、佐呂間町佐呂間支店、女満別町女満別支店）で営業しております。

営業体制は、主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、地域の中小零細企業者に対して融資する等、地域に密着、地域経済の振興に寄与してまいりました。

営業区域である地元網走市をはじめ、その周辺の主産業は、漁業、農林業の第一次産業に加え、網走国定公園、知床国立公園を中心とする観光産業であり、これらを基盤に発展してまいりました。

しかし、昭和60年以降の農林業を主体とする地区の過疎化、漁業に於いては、200海里規制に伴う減船等による余波、又、主市部においても大型店の進出による一般小売店の衰退等、当地域をとりまく環境は厳しい状況下にありました。

このような経営環境の中、当組合の経営状況は、預貸金の絶対量の不足、運用利回、預貸金利鞘等の比率が全国平均、道内同規模平均に比べ低いなど、収益基盤が脆弱なことに加え、平成9年度からの自己査定に基づく償却・引当の実施により、平成9年度～12年度に於いて、経常段階で4期連続赤字を計上するなど、一段と厳しい状況にありました。

(2) 経営破綻に至った経緯

当信組は、平成12年12月から行われた金融庁の検査結果を踏まえた平成13年3月期決算で、不良債権の処理損失がかさんだことなどから自己資本比率が2.91%まで低下し、同年5月31日に金融庁から早期是正措置に基づく業務改善命令が発動されました。

この状況を踏まえ、当組合は全信組連に210百万円の劣後ローンの引受要請、更には、地元網走市を含む支店所在の8市町の自治体に総額190百万円の優先出資証券の引受けを要請するなど、自己資本充実による自主再建に取り組んでまいりました。

しかし、その後も債務者の経営悪化による不良債権の増加により、自己資本毀損の恐れがあるとし、平成13年10月11日、北海道財務局より、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第24条第1項の規程に基づく、平成13年9月末の財務状況等の報告を求められました。

そして、同月時点で資産の自己査定を実施したところ、取引先の業況悪化や、複数の取引先が倒産、更に地価下落などによる担保価値の目減り等から、大幅な追加償却や引当金の積み増しが必要となり、23億円の債務超過となることが判明しました。

当組合としては、全信組連、各自治体からの支援を受けても、当組合の財産をもって債務を完済することは不可能と判断、又、現状の体力から債務超過を解消するに有効な改善策もない状況にあり、自力再建を断念し、平成13年11月9日預金保険法第74条第5項に基づく申出をするに至ったものであります。

(3) 経営破綻に至った要因

当組合は、協同組織金融機関として組合員への資金提供等、業務拡大を図ってまいりましたが、しかし、経営陣の執行体制の不備、融資審査の疎漏、資産運用態勢の不備等に加え、バブル経済崩壊による地価の下落、その後、景気低迷の長期化等により、主取引先であるホテル業、水産加工業を中心に経営の悪化する取引が続出し、貸出金の不良債権化が進むことになりました。

また、内部牽制機能の形骸化から協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という）第6条1項において準用する銀行法第13条第1項に違反する、同一人自身・同一人への信用供与等限度額を大幅に超える貸出が行われ、当該大口貸出先が不良債権化したことが経営破綻に至った主因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当信組は、自己資本充実策として、平成11年度は法人・個人融資先を対象とし、出資金の増額要請を行い284百万円の増加を図ってきました。

しかし、平成12年12月からの北海道財務局検査を踏まえ、不良債権処理を進めた結果、平成13年3月期決算を見通した場合、大幅な自己資本の低下が見込まれたことから、期中に役職員全員で35百万円の出資増強を図るなどの対策を講じたものの、平成13年3月期決算は655百万円の損失を計上し、自己資本比率は前期を2.64ポイント下回る2.91%となりました。

その後、自己資本比率が4%を下回ったことに伴い、金融庁より平成13年5月31日、協金法第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項による「経営の健全性を確保するための改善計画」の提出を命ぜられ、平成13年6月14日に全信組連の劣後ローンの取り入れ、管内地公体からの優先出資の受け入れ等により、14年3月期には自己資本比率4%を回復するという内容の改善計画を提出しました。

(2) 自己資本回復の断念

当信用組合は、平成13年6月、再建に向け、経営改善計画に沿って全国信用協同組合連合会（全信組連）に210百万円の劣後ローンの引受けを要請したほか、当信組本支店が所在する管内8市町に計190百万円の優先出資証券の引き受けを要請する等、出資増強に対して協力を求めました。

その結果、北見を除く7市町が11月初旬までに「中小零細企業や個人、地域の金融の安定を図りたい」と、支援態勢を打ち出していました。しかし、平成13年5月に当組合の自己資本比率が4%を下回ることが明らかになり、経営不安が表面化して以降、5~6億円にも及ぶ個人預金が流出し、先行きの資金繰りが懸念される状況にあったほか、債務者の業況悪化に伴う貸出資産の劣化が急速に進み、こうした状況変化に基づく追加引当を見込むと、大幅に自己資本が毀損していると見込まれる状況となりました。

この状況の中、当局から、平成13年10月11日に協金法第6条1項において準用する銀行法第24条第1項の規程に基づき「平成13年9月末の財務状況等の報告」の提出を求められたことから、自己資本の状況等について精査したところ、23億円の債務超過、自己資本比率▲12.57%であることが判明しました。

この状況を踏まえ、対応策を検討してまいりましたが、厳しい自治体の財政事情や地域経済の状況を鑑みれば、今後、自治体、又、組合員に対して更なる出資の上積みを図ったとしても、当組合の債務超過を解消することは難しく、その財産をもって債務を完済することは出来ないとの判断に基づき、平成13年11月9日預金保険法第74条5項に基づく申出を行うに至りました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である網走市の水産業、サービス業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：9店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	29,390	100.0	28,927	100.0	26,489	100.0	25,429	100.0	39,823	100.0
うち中小企業	25,505	86.8	24,891	86.0	23,411	88.4	22,089	86.9	27,768	69.7
うち個人	3,404	11.6	3,177	11.0	2,877	10.9	2,901	11.4	11,516	28.9
うちその他	481	1.6	859	3.0	201	0.7	439	1.7	539	1.4

※「その他」には、地方公共団体が含まれる

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：9店

(単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	37,876	100.0	35,329	100.0	33,637	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	21,350	56.4	21,240	60.1	21,661	64.4	52,368	79.7
うち法人預金	10,231	27.0	11,512	32.6	9,799	29.1	11,118	16.9
うちその他	6,295	16.6	2,577	7.3	2,177	6.5	2,246	3.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、外債・地方債主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益	平成13年12月末
投資有価証券	1,399	5,725	4,147	8	5
国債・地方債	394	2,089	483	19	—
社債	500	534	1,429	12	—
株式	5	5	20	▲3	5
外国証券	400	2,948	2,066	—	—
その他	100	149	149	▲20	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況> (平成13年3月末)

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 價 取得価格	評価額	含み損益	件 数	簿 價 取得価格	簿 價 償却後
店舗	9	215	133	△ 82	10	534	180
駐車場	3	29	25	△ 4	—	—	—
社宅他	10	116	50	△ 66	11	143	81
小計	22	360	208	△ 152	21	677	261
所有不動産	1	16	9	△ 7	—	—	—
合計	23	376	217	△ 159	21	677	261

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

〈リスク管理債権の状況〉

(単位:百万円、%)

区分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	1,691	6.4	1,963	7.7	1,163	2.3
延滞債権	393	1.5	4,417	17.4	4,402	8.8
3カ月以上延滞債権	26	0.1	—	—	195	0.4
貸出条件緩和債権	5,144	19.3	2,023	7.9	2,239	4.5
合計	7,255	27.3	8,403	33.0	7,999	16.0

〈金融再生法の開示債権〉

(単位:百万円、%)

区分	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均 (平成13年3月期)	
	金額	債権の占め る割合	金額	債権の占め る割合	金額	債権の占め る割合
破産更生債権等	2,203	7.8	2,672	10.0	3,310	6.2
危険債権	4,575	16.2	3,977	14.8	2,509	4.7
要管理債権	1,876	6.6	2,023	7.5	2,382	4.5
正常債権	19,587	69.4	18,189	67.7	44,816	84.6
合計	28,241	100.0	26,861	100.0	53,017	100.0

6. 関係会社の状況

該当ございません。

III. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等、営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

金融整理管財人に選任された直後に、近隣金融機関に対して当組合の事業譲渡の要請を行ったところ、釧路信用組合より平成13年11月14日、事業譲受の意向が表明されました。

釧路信用組合は、営業エリアが隣接しており、管内の経済・観光等で密接な関係を有しており、又、同業態でもあるため、顧客の利便性が確保、更にはそれぞれの営業区域が重複していないこと等から、当組合の受皿金融機関として選定することが適当であると判断し、平成13年11月30日に事業譲渡に関する基本合意を、平成14年2月5日に事業譲渡契約を締結しました。